

障害者自立支援法案の国会再提出にあたっての緊急提言 きょうされん第28回全国大会 in とちぎ

衆議院の解散に伴って廃案となった障害者自立支援法案(以下、自立支援法案)についてであるが、今般の特別国会(第163回国会)に再提出されることになった。ただ、先の法案については、看過できない問題点を含んでおり、私たちきょうされんとしてはこのことが廃案に深く関わったものと認識している。再提出に際しては、先の国会審議で論点となった問題点について、改めて丁寧な検証を加えるべきであり、その消去に努めるべきである。

私たちは、本会が主催する第28回全国大会にあたり、また特別国会への自立支援法案の再提出という局面にあたり、下記の「障害者自立支援法案の国会再提出にあたっての緊急提言」を発表するものである。

厚生労働省ならびに社会保障審議会での法案作成過程において、また国会での審議において、十分に反映していただきたい。

記

1.利用者負担については、応益負担制度(定率負担制度)ではなく応能負担制度に

本件は、「障害」をどう捉えるか、障害からくる不利益を本人または家族のせいにしてもいいのか(たとえ1割の定率負担であっても)、こうした障害問題の基本に抵触するものである。また現実的な所得の実態からみても、可処分所得の減額は必至であり、事実上所得保障の改善の方向とは逆行するものである。先の国会論棟において、経過措置などいくつかの緩和策が示されているが、「応益負担制度の導入」という点ではその本質は変わるものではない。

2.各種施策において、家族負担の撤廃を

精神保健福祉法の中の「保護者規定」(第20条)ならびに各種事業における利用料負担の算定に際し、家族収入を合算するなどについては撤廃ならびに解消すべきである。当事者本位や利用者中心というこの間の政策基調から(とくに、支援費制度切り替え時から強調されている)、また自立意欲を損なわないためにも、「本人のみに着目」を各種施策で実質化する必要がある。

3.本格的な所得保障の確立を

「自立支援」を実質化するためには、経済基盤の確立が絶対的な条件となる。所得保障の水準については、生活保護制度の生活扶助(第一類+第二類+障害者加算)と同等とすべきである。これに、住宅費用が必要な者(単身者、配偶者との生活にある者など)に対しては、住宅扶助相当額の加算が必要となる。なお、稼働能力の発揮によって生活費を得るというのが一般的な収入方法であろうが、こうした視点での就労拡充策についてももっと探求されなければならない。

4.障害定義、認定制度、等級制度の改訂を

知的障害の定義の確立、精神障害の定義(精神保健福祉法第5条)の見直し、難病や発達障害、高次脳機能障害などを障害福祉関連の実体法に含めること、こうした観点での改訂を図るべきである。また、障害の認定制度や等級制度についても、国際生活機能分類などを参考にしながら、少なくとも、社会生活モデルで対応すべきである。とくに、等級制度については矛盾が甚だしく、いわゆる既得権の撤廃を含めて根本的に改めるべきである。

5.法的な根拠を備えた社会資源の増量策を

働く場・日中活動の場、生活の場、人による支え(ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳、ジョブサポーター、ケアマネジャーなど)など、地域生活のための社会資源(サービス基盤)について、これらの増量を図るための固有の立法措置が図られなければならない。具体的には、「障害関連の社会資源の整備に関する臨時措置法」などの時限立法・特別立法を制定していくことである(昨年段階で、いったんは厚労省よりこの方向が示されたが、たち切れになってしまった)。

6. 障害福祉に関する実体法の一元化を

障害者福祉に関する実体法の一元化 総合化が図られなければならない。対象とする障害は、身体障害や知的障害、精神障害はもとより、難病や発達障害、高次脳機能障害など、すべての種類の障害とすべきである。なお、医療(精神医療、育成医療、更生医療など)に関しては、原則として一般の医療法に位置づけるべきである。

7. 施設体系の簡素化と小規模作業所問題の解消を

複雑な現行の施設体系を、厚労省の「障害者の就労支援に関する省内検討会議」などを前提に簡素化の方向で見直すべきである。新たな体系は、雇用移行支援タイプ、就労継続支援タイプ、ディアクティビティー(地域活動センター)タイプ、の三体系を基本とすべきである。先の法案で示された「地域活動支援センター」(裁量的経費)については、必要ない。なお、小規模作業所については、その機能に応じて、NPO 法人の取得など一定の条件の下で新体系に移行できるものとする。

8. 障害関連行政組織の改組を

旧厚生省と旧労働省の統合効果を発揮していくために、厚労省内の障害関連行政組織を大きく改めていく必要がある。とくに、福祉部署と雇用部署、精神障害部署と身体障害 知的障害部署、これらが有機的に連携していくためには内部努力だけでは難しく、新たな行政組織が求められる。具体的には、「障害者支援局」「障害者社会参加推進局」などといった、一つの「局」が創設されなければならない。

以上の諸点は、いずれもわが国の障害分野の根幹に関わる施策であり、かつ長年にわたって懸案とされてきた事柄である。政策の全体像の明確化が求められている今、改めて準備される立法作業において必ずやこの点を網羅すべきである。項目によっては一定の時間を要することになるが、その場合には検討の方向と日程上の目標、検討(審議)体制を明示すべきである。なお、先の法案制定の過程で問題となった基礎資料の不備や審議方法の不十分さなどについては、改良が加えられなければならない。合わせて、少なくない障害当事者 関係者、市町村が抱いた拙速感や当事者不在感については、これを払拭するよう配慮されなければならない。